

伊平屋村地域学力向上支援事業実施業務委託 プロポーザル実施要領

1 実施目的

児童生徒が安心して学習できるよう環境を構築及び支援を行い、確かな学力の定着を図るため、村営塾（仮称：てるしの塾）を運営する。

実施内容企画の提案を募集し、最も適切な者を受託者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

伊平屋村地域学力向上支援事業実施業務委託

(2) 事業目的

本村の児童生徒が安心して学習できるよう環境を構築及び支援を行い、確かな学力の定着を図る。

(3) 事業内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

(5) 提案上限額

23,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

選定結果に基づき、村は選定業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、この金額を上限として契約を締結するものとする。

3 参加資格

沖縄県内に本店、支店、営業所を有し、同等、類似事業について自責を有している者で、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 社会更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 企画提案に係る参加表明書（様式第1号）

①提出方法／郵送による

②提出期限／令和6年5月9日（火）午後5時00分まで

期限内に必着するよう送付することとし、電話連絡にて送付確認を行うこと。

(2) 質問受付及び回答（様式第2号）

①質問受付／令和6年5月9日（木）～5月14日（火）午後12時00分まで

②提出方法／様式第2号に質問事項を記入のうえ、電子メール添付にて質問すること。

送付先アドレス：izumi@vill.iheya.lg.jp

③回答／令和6年5月16日（木）午後5時00分までに参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて行う。

(3) 企画提案書の提出

①提出期限／令和6年5月22日（火）午後5時00分まで

②提出場所／伊平屋村教育委員会 教育課 宛

〒905-0794 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 300 番地

TEL：0980-46-2003 FAX：0980-46-2832

③提出方法／郵送による

④提出書類／提出書類については7部（正本1部、副本6部）とし、全てA4版（両面不可）とすること。

ア 企画提案資料提出届（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 事業実施体制（様式第4号）

エ 実施行程表（任意様式）

オ 事業実績書（様式第5号）

カ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

キ 見積書（任意様式）内訳、単価等が明記されていること。

ク 委任状（様式第6号）

※企画提案書等に記載する内容については、10.5ポイント以上の文字を使用し、専門用語等を多用せず、審査する者にとって分かりやすい内容とすること。

※会社概要については、企業概要をまとめたもの（A4版1頁）又は企業パンフレットのいずれかを提出するものとする。なお、共同企業体で提案する場合は、それぞれの会社概要を提出すること。

※委任状は共同企業体で提案する場合に構成員ごとに提出すること。

5 審査方法

提出のあった企画提案については、審査委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション審査を実施して審査を行い、最も優れた提案を行ったものを委託候補者として選定する。ただし、参加者多数の場合は、教育課にて1次審査（書類審査）を行い、概ね3者を審査委員会への参加者として選定する。参加者が1者の場合は、審査委員会において書類審査

及びプレゼンテーション審査を行い、業務の実施が可能であると総合的に判断された場合には、当該提案者を候補者とする。

審査結果については、全ての提案者に文書で通知するものとする。なお、審査委員会は非公開で行い、審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じない。

6 審査日程

1 次 審査 実施 予定 日：令和 6 年 5 月 24 日（金）

1 次 審査 結果 通知 予定 日：令和 6 年 5 月 28 日（火）

2 次 審査 実施 予定 日：令和 6 年 6 月 3 日（月）

※時間や開催場所は 1 次審査結果通知と併せて通知する。

2 次 審査 結果 通知 予定 日：令和 6 年 6 月 4 日（火）

7 2 次 審査（プレゼンテーション審査）の実施方法

（1）提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の配布は禁止とする。

（2）説明は 1 事業者あたり説明 20 分、質疑 10 分程度の計 30 分以内とする。

（3）説明者は当該業務に専従する主担当者が行うこと。なお、担当者は 2 名まで同席することができる。

（4）プレゼンテーションに必要な機材等は各提案者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは村で用意する。

8 審査基準

企画提案の選定にあたり、審査委員会において次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

（1）企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、明確であること。

（2）企画提案の内容が伊平屋村の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。

（3）企画提案の内容が予見を満たし、予算内で実施可能なものであること。

（4）実施内容をふまえた現実的な作業スケジュールとなっていること。

（5）沖縄県内において同種事業、類似事業の経験を有し、地域特性や地域情報に精通していること。

（6）本事業を実施するために必要・適切な技術者配置がなされていること。

（7）提案上限額の範囲内であり、かつ明確、適正に経費が見積もられていること。

9 契約の締結

選定された受託候補者と事業内容について協議を行い、委託業務契約を締結する。ただし、受託候補者と事業に関する必要な協議が合意に至らなかった場合には、次点候補者と契約交渉を行う。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーション参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、伊平屋村が必要と判断した場合は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 提出する企画提案書は1事業者あたり1案に限るものとする。
- (6) 実施要領に適合しない参加又は応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

11 本件に関する問い合わせ

〒905-0794 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋 300 番地

伊平屋村教育委員会 担当：泉

TEL：0980-46-2003 FAX：0980-46-2832 E-Mail：izumi@vill.iheya.lg.jp